

## 平成16年度フィリピン野菜産地調査結果の概要

### 1 農業政策の概要

フィリピンの農業は、多くは平均2haの小規模農家で経営されており、これらの小規模農家は、自給自足的なものから商業目的のものまでが含まれるが低所得階層によって構成されている。

フィリピン農地改革事務局の報告によれば、政府は410万haを農地改革の対象となる小規模農家に再分配してきたが、農家の3分の2は3ha以下の規模であり、5ha以下の農家は全体の85%を占めている。中長期的には、これらの小規模農家の割合は次第に増加している。包括的農地改革法にしたがえば、5ha以上の農地所有は禁止されている。

フィリピンの一般的な農家は、米、トウモロコシ、ココナッツを基本的な作物として栽培し、また数頭の家畜や家禽を保有している。包括的農地改革プログラムが実施される以前には、ゴム、コーヒー、油ヤシ、カカオ、バナナ、パインアップルなどの大規模なプランテーションが存在したが、現在では、トウモロコシの種、バナナ、トマト、キュウリ、油ヤシ、アスパラガス、プロイラーについては、契約栽培が採用されている。

#### (1) 生産対策及び輸出振興対策の概要

フィリピンにおける農業政策は、貧困克服、食料安保、国際競争力の強化を目的とした農水産業近代化法（AFMA 1997年12月22日交付、1988年2月9日施行）により進められており、同法に基づき、2001～2004年の農業開発の基本方針を規定したフィリピン農業・漁業の近代化推進計画（The Philippine Agriculture and Fisheries Modernization Development Plan）が策定されている。

同計画は、「農業および農村の開発を推進していくことは、食糧安全保障を確保し、貧困を撲滅していくうえでの重要な戦略であるとともに、国家経済の持続的発展を促進するものでもある」と規定されており、その4つの主要な政策は、(1)国際競争により阻害されている社会階層を対象とした政策と事業を実施することによって農村地域の所得向上を図る、(2)すべてのフィリピン人の食糧の安全保障を推進する、(3)持続的な生産性向上により主食となる穀物・作物の国内自給を達成する、(4)国際競争力を高める、である。また、以上の諸政策を包括的に扱うものとして、戦略的農業・漁業開発区（SAFDZ：Strategic Agriculture and Fisheries Development Zones）が策定されている。この戦略的農業・漁業開発区は、自然条件や社会経済的条件にもとづいた地勢的競争力や比較優位

によって設けられ、資源開発や公共投資が優先的になされる。2004年3月31日現在では、16地域、26州、183の市の地図がデジタル化されている。9つの州では、パイロット地域が定められ、これらの地域のための戦略的農業・漁業開発区の総合開発計画が作成されている。

しかし、SAFDZは2002年の段階で設定は終了しているものの、SAFDZの策定過程で政治的な思惑から、各自治体において可能な限りSAFDZの範囲を拡大する圧力がかかり、結果、優先開発地域であるはずのSAFDZの合計面積が、フィリピンにおける全農地面積にほぼ等しい状況となり、当初の目的とはかけ離れた状況にある。

また、国家開発計画における農業政策において最も重要と思われるのは、農場・市場間交通網などの各種インフラの整備であるが、大小さまざまな島からなるフィリピンにおける流通の効率化の向上は、道路建設・整備だけでなく、船による輸送の効率も重要な課題となっているが、現在においても、その十分な投資・改善が大きな課題となっている。

#### ア 生産政策

作物の最盛期には、作柄等の状況によってその輸入の許可発行を暫定的に見合わせる措置がとられるとともに、収穫後加工処理設備と交通網インフラの拡充を行っている。

また、生産支援のための融資制度の一例として、Quedancor（ケダンコール）による農家融資制度がある。

Quedancorとは、農業省傘下の政府融資機関のひとつであり、2003年から野菜輸出についても農家融資制度が開始され、たまねぎ、おくらが栽培・輸出されている。

Quedancorの融資制度の導入により、安定した供給を確保すること、資材の提供、会社スタッフによる栽培技術指導によるトレーサビリティの確立、残留農薬管理が可能である、としている。

#### イ 価格安定政策

重要な消費地における野菜価格の安定を図るため、生産地からの供給を促進するための軍用トラックなどを貸し与える措置を行っている。

#### ウ 品質管理と輸出振興

2004年4月6日に国家経済開発委員会（NEDA：National Economic Development Authority）によって承認された農業収入多様化・市場開発プロジェ

クトを実施し、主要な空港、漁港、港湾における検疫、植物衛生センターの設立を進めている。

また、新たに設立された農水産品基準局（Bureau of Agricultural and Fisheries Product Standards）によって検疫・植物衛生に関する監督を2005年より実施予定である。同局は、すでにタマネギについての基準を策定、食品安全とその基準についての早期警報システムの構築、CODEX 委員会セッションへの参加などを行っている。

## エ 流通対策

肥料等の農業資材の国内生産が少なく輸入によっていることなどから生産コストが高く、また、流通のインフラが未整備であり、そのロスも非常に大きいことから国内産農産物の価格が高く、国際競争力は非常に弱い。特に、流通におけるインフラの整備が急務となっているものの、国内海上輸送料の異常な価格設定等の問題があり進展していない。

そのようななかで、旧米空軍施設であるクラーク空港においては、工業団地、加工工場が整備されつつあり、同様にスービック港（元米海軍基地）においても日本ODAにより道路、工業団地、加工工場が整備される予定である。なお、クラーク空港、スービック港においては、クラーク開発公社、スービック港湾都市開発庁に登録した企業は、法人所得税の最長8年の免除、以降、5%の優遇措置などが受けられる。

## （2）野菜輸入制度の概要

フィリピンにおいて生鮮野菜を輸入する場合、事前に農業省の植物産業局に登録し許可を得る必要がある。加工野菜については、輸入業者は食品・医薬品法（1963年）および関連告示により加工食品として食品医薬品局に食品登録を事前に行なわなければならない、また、表示規則、その形態（食品分類）により食品衛生規則に準じる必要がある。

### ア 関税割当

これまで生鮮または冷蔵ジャガイモ、タマネギ、ニンニク、キャベツが関税割当品目として設定されてきたが、2004年に1次税率、2次税率ともに40%となり、事実上関税割当は撤廃されている。

### イ 植物検疫

生鮮野菜を輸入する業者は、植物産業局（Bureau of Plant Industry: BPI）に輸

入業者登録を事前にする必要があり、また輸入の際には事前に同局からの輸入許可を得なければならない。また、輸出国側からの植物検疫証明書を必要としている。

しかし、農業省検疫局によると、日本及び中国からの生鮮野菜の輸入については、PRA (pest risk analysis)体制が確立されていないことから、日本からの農産物の輸入、中国からはニンジンの輸入を除き、認可していないとのことである。

### (3) 残留農薬

残留農薬についてはその国内独自の最大許容基準値 (MRL) を現在策定中であり、それまで CODEX 基準に準ずることとなっている。現在策定中の MRL は農水産物基準局 (Bureau of Agriculture and Fisheries Product Standards :BAFPS) で 2005 年中に告示される予定であるが、この基準が即座に輸入時検査の義務基準となるかは未定である。

現段階では、農薬や肥料が登録制となっており、農業省の肥料農薬庁が担当している。

一方、残留農薬のモニタリング等は農業省の植物産業局が担当している。

輸出農産物等に対する残留農薬検査等は、申請に応じ、農業省の植物産業局の検査機関 (NPAL (National Pesticide Analysis Labo)) が有料で実施している。

## 2 野菜生産の動向

フィリピンにおける主要な野菜は、栽培面積の 34.3% を占めるキャッサバであり、次いでサツマイモ 20.0% となっており、ナスが 3.4%、ヤム芋 3.0%、トマト 2.8%、タマネギ 1.6% 等となっており、主要輸出野菜であるアスパラガスは 0.4% である。

地域別に見た野菜の栽培面積が最大の地域は ARMM (Autonomous Region in Muslim Mindanao : イスラム・ミンダナオ自治区) で、次いでビコール、東ヴィサヤとなっている。

アスパラガスの主要産地は、主要野菜産地であるミンダナオ島の南西部であり、フィリピン政府は、ミンダナオ島を比国のフードバスケット及び高付加価値農水産物の輸出基地として開発するため、農業予算の約 30% を重点配分するとともに、農業省をミンダナオ島に移転する計画もある。

## 3 野菜輸出入の動向

1980年代から1990年代の農産物貿易は、パイナップル、ココナッツ、マンゴー、その他の果実や野菜、魚類の輸出量の増加により輸出超過であったが、2001年には輸入超過となっている。

総輸出額に占める農産物輸出額の割合は、1980年の37.44%から2003年には6.38%にまで減少しており、フィリピンにとっての主要な外貨獲得源が伝統的な農産物から近代的な半導体や電子回路、衣類、スポーツ・シューズ、その他の工業製品に変化している。

一方、農産物輸入額は1980年の8億米ドルから2003年には30億米ドルの水準にまで大きく増加した。総輸入額に占める農産物輸入額の割合は、1985年の13.83%、1990年の12.74%と比較的高い水準が続いた後、2000年代前半では8%台となっている。

近年の野菜輸出の動向をみると、2001年から2003年には増加傾向となっているが、野菜輸入は、2003年には増加に転じているものの減少傾向となっている。

しかし、フィリピンにおける総輸出額に対して、野菜輸出が占めている割合は、2003年で0.10%。同様に、総輸入額に対して野菜輸入が占めている割合は、2003年で0.28%と少ない。

#### (1) 主要な輸出野菜

2003年における主要な輸出品目は、ネギが全輸出量の58%を占め、その94%がインドネシアへ輸出されている。次いで輸出の多い品目は、ニンニクが9%、アスパラガス、タマネギが7%、豆類が5%、根菜類3%などとなっている。

#### (2) 主要な輸入野菜

一方、2003年における主要な輸入品目は、豆類が53%を占め、ジャガイモが19%、ニンニク、ニラが12%、タマネギが7%、キノコ類が3%などとなっている。

### 4 F T Aによる日本への野菜輸出拡大の可能性

現在、フィリピンからの輸入野菜としては、アスパラとオクラが大半を占めている。これら2品目の対日輸出は、フィリピンからの野菜の海外輸出の中でも中心的な地位にある。

オクラでは、以前、残留農薬基準を上回るレベルのクロロピリホスが検出されたことから、2002年、日本の厚生労働省はフィリピン産オクラの輸入に対して検査命令を課し、結果的にフィリピン産オクラの輸入が実質的にストップした時期もあるが、現地の輸出企業等は、こうした課題にも対応し、適正な農薬使用や残留農薬検査に努力し、政府も

残留農薬の検査施設を整備してきており、2004年2月には、厚生労働省も検査命令の対象から除外した。こうしたことから、この2品目については、現時点では国際競争力は比較的高く、今後も、一定の対日輸出は続く可能性が高いとは考えられる。

一方、もうひとつの代表的なフィリピンからの輸入野菜であるタマネギは、フィリピンから我が国への輸出量は、近年、かなり減少傾向にある。

タマネギは、フィリピンでは以前は輸入数量制限措置で保護されていた品目であるが、密輸を含め、中国産等の輸入が増加していると言われ、国内で問題となっており、価格低下を理由とした特別セーフガードが発出されたこともある。事実、卸売市場等では、輸入たまねぎが多く見られた。したがって、フィリピン産のたまねぎの国際競争力は、全般として低下していると見られ、今後、従来以上の水準に再び対日輸出が増加していく可能性は小さいと思われる。

これら以外の野菜については、野菜全般に関して、中国をはじめとする海外からの流入の増加に対する防衛が大きな課題となっているように、全般に国際競争力は高くないと考えられる。財政難に苦しんでいる政府からは、生産性の向上や流通を含むインフラの整備といった大きな課題への対策への十分な投資は期待薄で、こうした問題の急速な改善は困難と考えられる。

したがって、特定の企業等に主導された開発投資によって、条件が整った特定の地域の特定の品目の対日輸出が多少伸びることはありえるが、多くの野菜において、短期的に全体として対日輸出が伸びていくことは、あまり想定できない。

ただし、中長期的に見れば、ルソン島ケソン州 Tiaong で行われているフィリピンに適した熱帯有機農業の技術により、また、Quedancor（ケダンコール：農業省傘下の政府融資期間）の支援による野菜生産・輸出支援が開始され、旧米空軍施設で輸出に向けた施設整備が進み、そこで活動する企業には、免税・減税措置が取られていることから、急展開ではないが、徐々に野菜の輸出に向けた生産・流通体制が整備されると思われる。

なお、日本は、フィリピンからの野菜の輸入に関して、ミバエ類の発生地域としてウリ類、トマト、ナスなどを、また、アリモドキゾウムシの発生地域としてサツマイモなどを輸入禁止としている。

## 5 F T Aによる日本からの野菜輸入の可能性

通関における野菜、果実の検査は非常に綿密であり、また、輸入食品は食品薬品局（BFAD）への登録が義務づけられており、付加価値税（VAT）も賦課されることから

フィリピンへの輸出コストは高いものとなる。

また、マニラにおける日本産野菜の需要は、在留日本人も含めても少なく、高級志向も少ないことから、コンテナ単位の輸出は難しくハンドキャリーでまかなえる程度である。

さらに、日本食材の価格も非常に安い(例 日本価格 100 円→マニラ価格 140 円)ことからフィリピンへの野菜の輸出は難しい状況である。

一方、フィリピンの人々の野菜消費をみると、野菜に対する考え方は「貧しい人々は野菜を食べる」との価値観であり、高齢者は健康のため食すが、若者は肉中心の食生活である。サラダ需要は、ここ 4~5 年のことであり、野菜は昔から残留農薬が多いこと、水質が悪く洗えないこと(特に雨季)から消費量は少ない。野菜需要は高齢者が主体となっている。

そのなかで、現在、日本食がブームとなっており、日本食材はフィリピンの人々に広がり、日本食を食べることがステイタスにもなっている。クリスマス、子供の誕生パーティなどでは「借金をしてでも日本食を食べる」が、一般的には日本食材の価格は高く、低・中所得層では、中国人経営のファーストフード店が販売する日本食(とんかつ、うどんなどを販売するファーストフード店「東京」等)を食べる程度である。

しかし、平均世帯年収は、名目であるが 1991 年~2003 年において年率 9.9%で増加、平均世帯支出も年率 6%で増加しており、所得階層別世帯数も年間所得 50,000 ペリ以上の各階層が拡大している。

高所得者層の形成と有機野菜等の安全性の意識の向上を考えると、長期的には日本食材の輸出可能性は高い、と推測される。